

●漁船損保公示第137号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

なお、指定漁船調書は令和7年12月9日から同年12月23日まで東讃漁業協同組合において縦覧に供する。

令和7年12月9日

香川県知事 池田 豊人

1 発起人の住所及び氏名

東かがわ市小磯940番地23 楠田 強

東かがわ市馬篠625番地 池田 孝

東かがわ市三本松157番地 中川 正一

2 加入区の名称

東讃加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

東讃漁業協同組合